

法令違憲

©甲斐翔真

(1) 立法事実に基づく審査（薬事法事件や森林法事件など）

処分根拠となっている法律の立法目的及び立法目的を達成する規制手段の合理性を、立法事実の検証を通じて審査する。

※司法事実（当該事件における具体的事実）に基づく審査を行ってはならない。

薬事法事件

広島県の条例で定められた薬局間の距離を最低100メートル確保する適正配置規定が、憲法22条1項に適合するか問題

最高裁は、規制目的・権利の内容性質・制限の程度等を比較衡量する視点から、規制の必要性と合理性を立法事実を照らして厳格に審査し、不良医療品の供給の防止等の目的のため、必要かつ合理的な規制を定めていないから違憲

(2) 文面審査

立法事実を特に論証せず、法律の文面を検討するだけで結論を導く審査方法
ある法文の検閲該当性、明確性の原則や、過度に広範ゆえに無効など

合憲限定解釈（ある法令の複数の解釈が可能である場合、憲法に適合するように裁判所が解釈する）ができない限り、文面上無効となる。

過度広範の例として、広島市暴走族追放条例事件

広島市が暴走族の暴走行為を規制する目的で条例を制定した。

条例は、「暴走族」の定義につき「暴走行為をすることを目的として結成された集団又は公共の場所において、公衆に不安若しくは恐怖を覚えさせるような特異な服装若しくは集団名を表示した服装で、い集、集会若しくは示威行為を行う集団」と定義

被告人は、暴走族の定義が広すぎるため、憲法保障内の集会の自由まで規制されているとして、条例が過度広範ゆえ無効（憲法21条1項、31条）と主張

↓

合憲限定解釈により「暴走族」を条例全体からの趣旨、条例施行規則の規定を総合し、「本来的な意味における暴走族」と「社会通念上これと同視することができる集団」に限定できるとして、条例の合憲性を維持した。